平成２６年（フ）第１１５９号
福岡県大野城市御笠川１丁目12番３号
破産者　株式会社フロンティアシップ
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１６０号
福岡市博多区東雲町３丁目４番３―206号
破産者　藤崎　信隆
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６５号
福岡市博多区祇園町４―２博多祇園ＢＬＤＧ.
破産者　株式会社ウェブスターシステム
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４６６号
福岡県筑紫郡那珂川町松木３丁目141番地
破産者　有限会社有迫電機工業
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７４２号
福岡県筑紫郡那珂川町中原３丁目２番地
破産者　Ｎｉホーム株式会社
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９４７号
福岡市中央区西中洲３番26号
破産者　株式会社ＩＲＳ
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７６号
栃木県鹿沼市上野町185番地５　ルグランイト―６号―101
破産者　八巻　恒一
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７６号
栃木県小山市大字小宅1325番地、前住所栃木県栃木市大平町富田1042番地メゾンアルブルⅢ201号
破産者　田中　英子
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７６号
兵庫県姫路市白浜町甲337番地１
破産者　岡本製鎖工業株式会社
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３５１号
東京都西東京市東伏見３丁目２番11号
破産者　矢萩　順一
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６５号
新潟県柏崎市大字細越43番地
破産者　雪国食品有限会社
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第７０２号
静岡県藤枝市志太２丁目２番34号
破産者　株式会社八木
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８号
兵庫県洲本市桑間699番地１
破産者　株式会社ワントップ
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第３０号
島根県浜田市浅井町191番地14
破産者　安達　恭三
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第１４３号
広島県大竹市港町２丁目７番１号
破産者　株式会社ふくま
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０号
香川県高松市太田上町1060番地14
破産者　有限会社オフィスキャラ美容室バス通り
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０号
愛媛県新居浜市喜光地町１丁目１番１号
破産者　有限会社マルコウ
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１０７３３号
東京都世田谷区等々力４丁目２―13―403、開始決定時の住所東京都世田谷区等々力４丁目22―15―103
破産者　永田　孝之
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５８号
東京都板橋区小豆沢４丁目19―７―101、開始決定時の住所東京都北区赤羽北３丁目24―15―206
破産者　佐藤　将圭
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４７５号
神奈川県川崎市高津区北見方２丁目33―22―103、開始決定時の住所千葉県市川市宮久保３丁目13―４
破産者　中村志保子
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２１９号
東京都足立区綾瀬７丁目９―８―501
破産者　佐藤　美穂
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９３０号
東京都足立区加平３丁目18―16―701
破産者　齋藤　　誠
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部